

令和3年度 飯山市移住支援住宅建設促進事業（改修）

住宅を修繕する場合

【対象となる要件】

- ・市外から転入し、定住しようとする者。
- ・市内へ転入してから5年以内で、賃貸住宅に居住している者。
- ・上記いずれかの要件が満たされ、かつ定住を目的に5年以上居住する予定の方。
- ・要綱第3条第2項の要件全てを満たす者。

【補助額】

補助対象経費	補助額の計算	補助限度額
市内業者が請け負う50万円以上の住宅の改修経費	補助対象経費の25%に相当する額（1,000円未満切捨て）以内	20万円

※市内業者→市内に本社を有する法人又は個人事業者が住宅建設を請け負う場合に限る。

【補助対象者】 ※次の条件にすべて該当する方

- ・転入の日から起算して過去1年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことのない者。
- ・住宅を相続等により取得した者で、前住所地の市町村民税に滞納がない者。
- ・相続等により取得した住宅に5年を超えて居住しようとする者。

【補助対象外者】 ※次の条件に該当する方

- ・市内に居住する親等の住宅を建替え親等と同居する者。
- ・市内に居住する親等の同一敷地その他の市長が別に定める敷地内に住宅を建設する者。

【用語の解説】

- ・住宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- ・中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、購入した日から1年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。
- ・住宅改修 新たに自己が居住する目的で取得する住宅の改修工事をいう。

【交付申請書類等】

- 1 申請者の住民票（世帯全員、続柄必要、本籍不要）
※本市への転入の日から1年前の住所地が証明できるもの
- 2 前住所地の市町村民税の納税証明書又は完納証明書
- 3 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 4 工事請負契約書又は住宅購入の契約書の写し
- 5 補助対象住宅の案内図及び平面図（住宅改修予定箇所を明記したもの）
- 6 改修工事を行う場合は着工する前の当該工事箇所の写真
- 7 その他市長が特に必要と認める書類

※上記の他に要件等ありますので、まずは下記までお問い合わせください。

お問合せ先

飯山市役所 建設水道部 移住定住推進課 移住定住係

TEL: 0269-67-0740

E-mail: ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp